

プラスチック資源循環戦略の 進捗状況

令和8年8月21日

プラスチック資源循環戦略（令和元年5月31日 関係9省庁決定）

- 令和元年5月、関係9省庁により、「プラスチック資源循環戦略」を策定。
- **3R+Renewable**（リデュース・リユース・リサイクルと再生可能資源への転換）の基本原則の下、**6つのマイルストーンの達成に向けた取組**を推進してきたところ。

重点戦略

基本原則：「3R+Renewable」

リデュース等	➢ ワンウェイプラスチックの使用削減（レジ袋有料化義務化等の「価値づけ」） ➢ 石油由来プラスチック代替品開発・利用の促進
リサイクル	➢ プラスチック資源の分かりやすく効果的な分別回収・リサイクル ➢ 漁具等の陸域回収徹底 ➢ 連携協働と全体最適化による費用最小化・資源有効利用率の最大化 ➢ アジア禁輸措置を受けた国内資源循環体制の構築 ➢ イノベーション促進型の公正・最適なリサイクルシステム
再生材 バイオプラ	➢ 利用ポテンシャル向上（技術革新・インフラ整備支援） ➢ 需要喚起策（政府率先調達（グリーン購入）、利用インセンティブ措置等） ➢ 循環利用のための化学物質含有情報の取扱い ➢ 可燃ごみ指定袋などへのバイオマスプラスチック使用 ➢ バイオプラ導入ロードマップ・静脈システム管理との一体導入

【マイルストーン】

<リデュース>

① **2030年**までにワンウェイプラスチックを累積**25%**排出抑制

<リユース・リサイクル>

- ② **2025年**までにリユース・リサイクル可能なデザインに
- ③ **2030年**までに容器包装の**6割**をリユース・リサイクル
- ④ **2035年**までに使用済プラスチックを**100%**リユース・リサイクル等により、有効利用

<再生利用・バイオマスプラスチック>

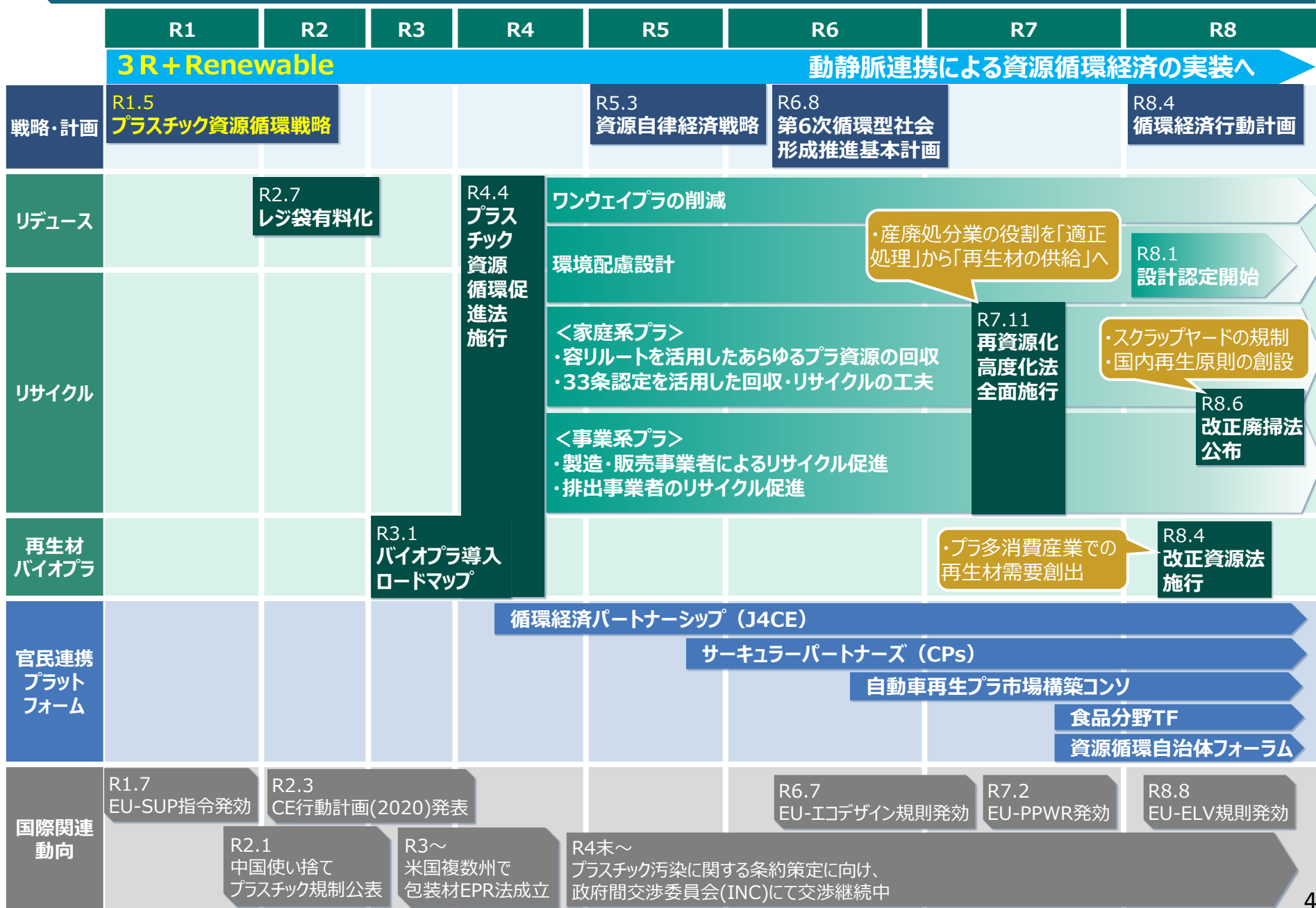
- ⑤ **2030年**までに再生利用を**倍増**
- ⑥ **2030年**までにバイオマスプラスチックを約**200万トン**導入

海洋プラスチック対策	プラスチックごみの流出による海洋汚染が生じないこと（海洋プラスチックゼロエミッション）を目指した ➢ ポイ捨て・不法投棄撲滅・適正処理 ➢ 海岸漂着物等の回収処理 ➢ 海洋ごみ実態把握（モニタリング手法の高度化） ➢ マイクロプラスチック流出抑制対策（2020年までにスクラブ製品のマイクロビーズ削減徹底等） ➢ 代替イノベーションの推進	
国際展開	➢ 途上国における実効性のある対策支援（我が国のソフト・ハードインフラ、技術等をオーダーメイドパッケージ輸出で国際協力・ビジネス展開） ➢ 地球規模のモニタリング・研究ネットワークの構築（海洋プラスチック分布、生態影響等の研究、モニタリング手法の標準化等）	
基盤整備	➢ 社会システム確立（ソフト・ハードのリサイクルインフラ整備・サプライチェーン構築） ➢ 技術開発（再生可能資源によるプラ代替、革新的リサイクル技術、消費者のライフスタイルのイノベーション） ➢ 調査研究（マイクロプラスチックの使用実態、影響、流出状況、流出抑制対策） ➢ 連携協働（各主体が一つの旗印の下取組を進める「プラスチック・スマート」の展開）	➢ 資源循環関連産業の振興 ➢ 情報基盤（ESG投資、エシカル消費） ➢ 海外展開基盤

- ◆ アジア太平洋地域をはじめ世界全体の資源・環境問題の解決のみならず、経済成長や雇用創出 ⇒ 持続可能な発展に貢献
- ◆ 国民各界各層との連携協働を通じて、マイルストーンの達成を目指すことで、必要な投資やイノベーション（技術・消費者のライフスタイル）を促進

プラスチック資源循環に関する施策の展開

プラスチック資源循環に関する施策の展開



レジ袋有料化による削減効果

概要

有料化の対象

- 消費者が購入した商品を持ち運ぶために用いる、持ち手のついたプラスチック製買物袋



対象とならない買物袋

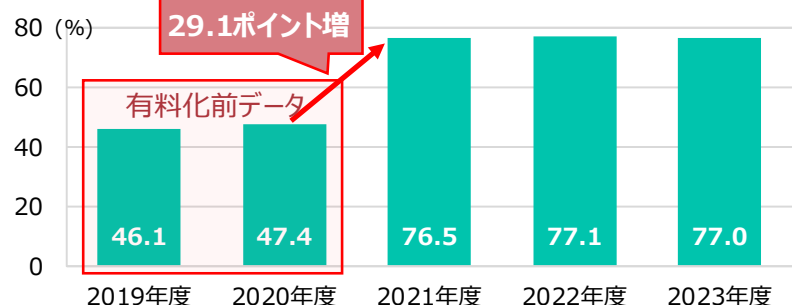
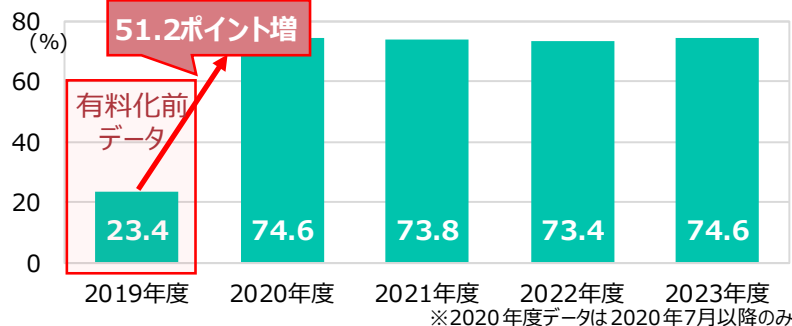
- 厚さが50 μ m以上の買物袋
- 海洋生分解性プラスチックの配合率100%の買物袋
- バイオマスプラスチックの配合率25%以上の買物袋



コンビニエンスストアにおけるレジ袋辞退率

スーパーマーケットにおけるレジ袋辞退率

コンビニエンスストア及びスーパーマーケットのレジ袋 辞退率は有料化後に向上
(データ集計時期の差異により効果が表れた年度は業界によって異なる)



出所) 日本フランチャイズチェーン協会「コンビニエンスストアにおけるレジ袋削減の取組み」 2024年7月30日

出所) 全国スーパーマーケット協会ウェブサイト、スーパーマーケット白書 (2024年版)、<https://www.super.or.jp/wp/wp-content/uploads/2024/02/NSAJ-Supermarket-hakusho2024.pdf> (閲覧日: 2024年8月20日)

ドラッグストアにおけるレジ袋の使用枚数

レジ袋の国内流通量

有料化前 (2019年)	有料化後 (2020年)
約33億枚	約5億枚※

有料化前 (2019年)	有料化後 (2022年)
約20万 t	約12.5万 t

出所) 業界団体へのヒアリング

※7月以降の前年同月比による推計

出所) 日本経済総合研究センター『包装資材シェア事典 2023年版』(2024年1月)

プラスチック資源循環促進法の進捗

- 令和4年4月、プラスチックの素材に着目して、ライフサイクル全般にわたって、関係事業者や自治体等において資源循環を促す措置を講ずる「プラスチック資源循環促進法」が施行された。
- 施行後約4年で関係主体による取組が進捗。

設計・製造

【環境配慮設計】

- 製造事業者等が努めるべき**環境配慮設計に関する指針**を策定
- 指針に適合した製品であることを**認定**する仕組みを創設
- 認定製品をグリーン購入法における判断基準に位置付け

- 文具、家庭用化粧品容器、家庭用洗剤容器、清涼飲料用ペットボトルの4製品分野**に関して認定基準を策定
- 認定実績：**50製品**

販売・提供

【使用の合理化】

- ワンウェイプラ（カトラリー、ホテルアメニティ、衣類用品）の提供事業者（小売・サービス業者等）が取り組むべき**判断基準**を策定

- 法施行後、特定プラスチック12品目の提供量は**11%減少**（令和6年度経産省委託調査）

排出・回収・リサイクル

家庭系プラ

【市区町村の分別収集・再商品化】

- プラ製品について、市区町村による**容リ法ルート**を活用して、**プラ資源の一括回収**を可能に
 - プラ製品回収実施自治体数：315団体**
- 市区町村と再商品化実施者の連携によるプラ資源の**再商品化計画**を主務大臣が認定（市区町村の選別・梱包を省略する等の工夫が可能）
 - 認定自治体数：**79団体**

事業系プラ

【製造・販売事業者等による自主回収】

- 製造・販売事業者等が製品等を**自主回収・再資源化する計画**を主務大臣が認定（廃掃法の業許可不要）

➢認定実績：**8件**

【排出事業者の排出抑制・再資源化等】

- 排出事業者が排出抑制や再資源化等の取り組むべき**判断基準**を策定
- 排出事業者等が**再資源化事業計画**を主務大臣が認定（廃掃法の業許可不要）

➢認定実績：**10件**

環境配慮設計の認定制度

- 優れた環境設計を施した製品を国が認定する設計認定制度において、**4 製品分野（清涼飲料用ペットボトル容器、文具、家庭用化粧品容器、家庭用洗剤容器）**の基準が認定されている。
- R 8 年に制度がスタートし、現在までに**4 製品分野の50製品**が上記基準を満たす製品として認定。認定製品の一部について、R 8 年度から適用された**グリーン購入法の判断基準に位置付け**。

製品分野	認定製品数	設計認定の基準			
		減量化	単一素材化・分離容易性	再生材・バイオマス利用	その他特徴
清涼飲料用PETボトル容器	20	容量ごとの重量基準を満たすこと	ボトルはPET主体、無着色、印刷なし。ラベル・キャップは分離容易	再生プラ・バイオマスプラ合計15%以上	PVC・アルミラベル禁止、キャップもPVC・アルミ禁止
文具	5	従前製品比20%以上のプラスチック削減（対象製品）	単一素材化、分離可能設計、印刷・シールの適正化	プレコン40%以上、ポストコン20%以上又はバイオマス10%以上	修理・交換可能による長寿命化、紙等への代替も評価
家庭用化粧品容器	13	容器種別ごとに原単位基準を設定	PET・PE・PPへの単純化、分離容易、無着色、無印刷	再生材50～60%以上又は再生材＋バイオマス5～15%以上	詰替え本体、詰替えボトル、詰替えフィルムごとに認定基準設定
家庭用洗剤容器	12	洗剤種類ごとに原単位基準を設定	単一素材化、PVC・PVDC・アルミ排除、分離可能設計	再生材・バイオマス材合計25%以上（又は10%以上の区分あり）	詰替え本体容器、ボトル、単一素材フィルム、多層フィルムで区分設定
合計	50				

ワンウェイプラ（特定12品目）の削減状況

- プラ法施行以降、特定プラスチック使用製品12品目について、各種小売業、飲食店、持ち帰りサービス業、宿泊業、洗濯業等の事業者によって、使用の合理化（バイオマスプラや再生プラ製の製品への転換も含む）に関する取組が進められている。

特定プラスチック使用製品

（商品の販売又は役務の提供に付随して消費者に無償で提供される主としてプラスチック製の製品）

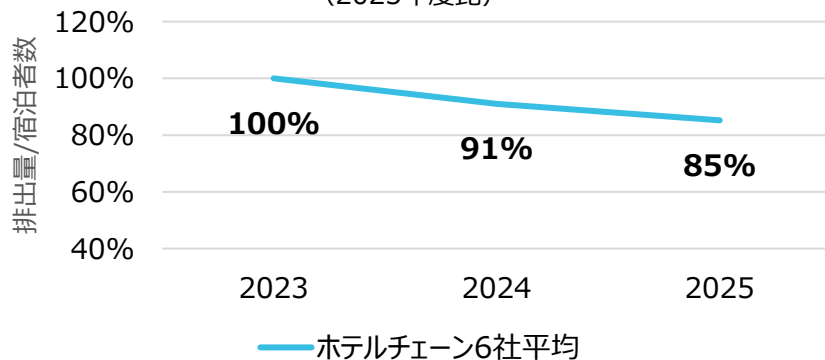
カトラリー： フォーク、スプーン、テーブルナイフ、マドラー、飲料用ストロー

アメニティ： ヘアブラシ、くし、かみそり、シャワーキャップ、歯ブラシ

衣類用品： 衣類用ハンガー、衣類用カバー

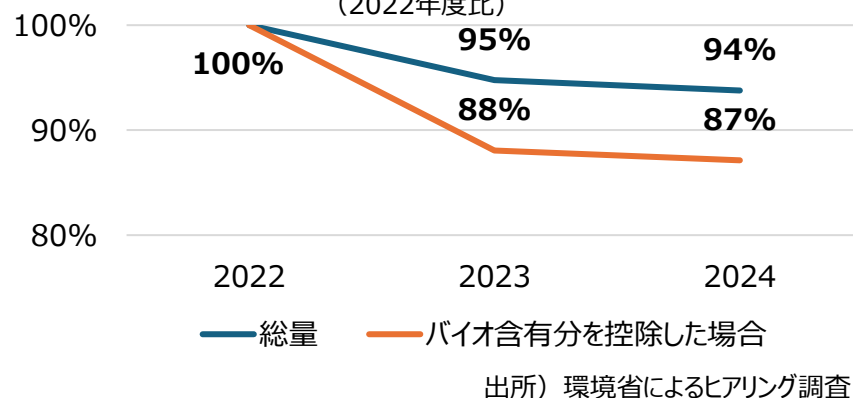
ホテルチェーン6社平均 アメニティ排出量/宿泊者数

（2023年度比）



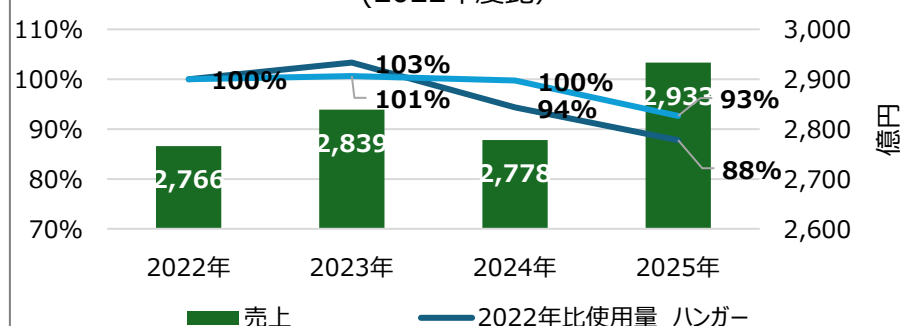
コンビニ7社 カトラリー排出量

（2022年度比）



プラ製ハンガー、衣類用カバー使用量

（2022年度比）



業界団体・事業者のワンウェイプラの削減状況

- プラ法により、特定プラスチック使用製品提供事業者は、実態に応じて提供方法や提供する使用製品の有効な取組を選択し、製品使用の合理化に取り組む必要があり、様々な取組が推進されている。

団体名	取組概要
全国スーパーマーケット協会 日本スーパーマーケット協会 オール日本スーパーマーケット協会	「2022年スーパーマーケット年次統計調査」において、カトラリーの取組実施率内容及び削減目標の有無に関する調査を実施、結果を公表。 ✓ カトラリー取組実施率：62% ✓ 削減目標を設定：19%
全国クリーニング生活衛生同業組合連合会 クリーンライフ協会	- ハンガー及びポリ包装に関する各々のロードマップを策定。 ✓ ポリ包装：薄肉化、包装形態転換や他素材組み合わせでプラスチック使用量1/2へ ✓ ハンガー：回収率・再生原料使用率を上げ、代替素材転換 「プラスチックフィルム原料使用量の推移」と「プラスチックハンガー原料使用量の推移」を公表。 ✓ フィルム原料推定使用量(2023年)：4割以上減(2014年比) ✓ ハンガー原料推定使用量(2023年)：バージン材5%減(2021年比)
日本ホテル協会	2021年12月より、会員ホテルの社会的貢献を表彰する「社会的貢献表彰」を開始し、プラスチック削減やリサイクルの取組を先進的に進めるホテル等も表彰。

ファミリーマート：カトラリー類の有料化

- 店頭での**プラスチック製カトラリー類（6品目）の有料化**を、2024年1月29日より、直営店舗約100店で開始。
- プラスチック使用量年間約4トン削減の見込み

対象製品	価格（税込）
デザート用スプーン（大・小）	4円
スプーン/フォーク	6円
ストロー（2種）	4円



出所）ファミリーマートウェブサイト

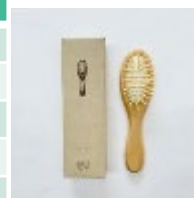
中長期的目標「ファミecoビジョン2050」

帝国ホテル：プラスチック使用量の削減目標

- 2022年度、**プラスチック使用量削減率約71%**/2019年比を達成。2023年度は**約13トン削減目標(削減率約85%)**
- アメニティを竹製、木製、バイオマス素材へ切替。

プラスチック使用量削減効果見込み率(アメニティ/2019年比)

	2022年度削減率実績	2023年度削減率目標
歯ブラシ	82.2%	88.6%
ヘアブラシ	79.8%	100%
カミソリ	51.6%	74.6%
シャワーキャップ	36.8%	53.4%
ヘアコーム	86.3%	87.2%



出所）帝国ホテルウェブサイト

自治体のワンウェイプラ削減に向けた取組

- プラ法では、特定プラスチック使用製品提供事業者に対して、市区町村を含めた関係者と連携して使用の合理化の取組を進めることを求めており、地方自治体によっては、独自にワンウェイプラの削減に関する施策を実施している。

群馬県：ぐんまプラごみ削減取組店登録制度

- 2023年8月に創設、プラスチックごみの削減に積極的に取り組む事業所・店舗を「ぐんまプラごみ削減取組店」として登録し、取組を県ホームページ等で広く紹介。
- **登録対象は、県内の小売業、飲食店（テイクアウト・配達含む）、宿泊業、クリーニング業等の事業所・店舗。**
- **登録要件**は、業種ごとに異なり、以下の各取組項目のうち一つ以上を継続的に取り組むことが求められている。
 - 再生プラスチックやバイオプラスチックを利用した製品の提供 等25項目
 - 使い捨てプラスチック製品の削減 等
 - 回収したハンガーの再利用
- 2019年12月に「ぐんま5つのゼロ宣言」を行い、**2022年3月に「2050年に向けた『ぐんま5つのゼロ宣言』実現条例」を制定。**その一つ、プラスチックごみ「ゼロ」の実現に向けた取組。

取組店の登録状況
(2026年7月9日時点)

小売業	182
飲食店	4
宿泊業	4
クリーニング業	163
その他	2
合計	355



出所) 群馬県ウェブサイト

松本市：ワンウェイプラスチック削減ミッション

- プラスチックごみの減量と2050ゼロカーボンシティの実現のため、2023年10月「ワンウェイプラスチック削減ミッション」を掲げ、5つの取組を推進。
- 2024年8月より削減取組の第5弾として「松本市特定プラスチック転換支援補助金」を追加。事業者による脱プラスチックの取組みを促進するため、プラスチック使用製品から代替製品へ転換する経費に対して補助金を交付。
 - 事業者の規模によりそれぞれ年5万、10万、15万円を上限に支給する

1. マイボトル利用促進事業

PETボトルからマイボトルへの転換を促進

2. テイクアウト容器リユース事業

リユースによるプラスチックごみ削減

3. まつもとエコ旅事業

環境にやさしい観光スタイル「まつもとエコ旅宣言」推奨

4. イベント用リユース食器導入事業

イベントで排出される使い捨て食器由来のプラごみを削減

5. 松本市特定プラスチック転換支援補助金

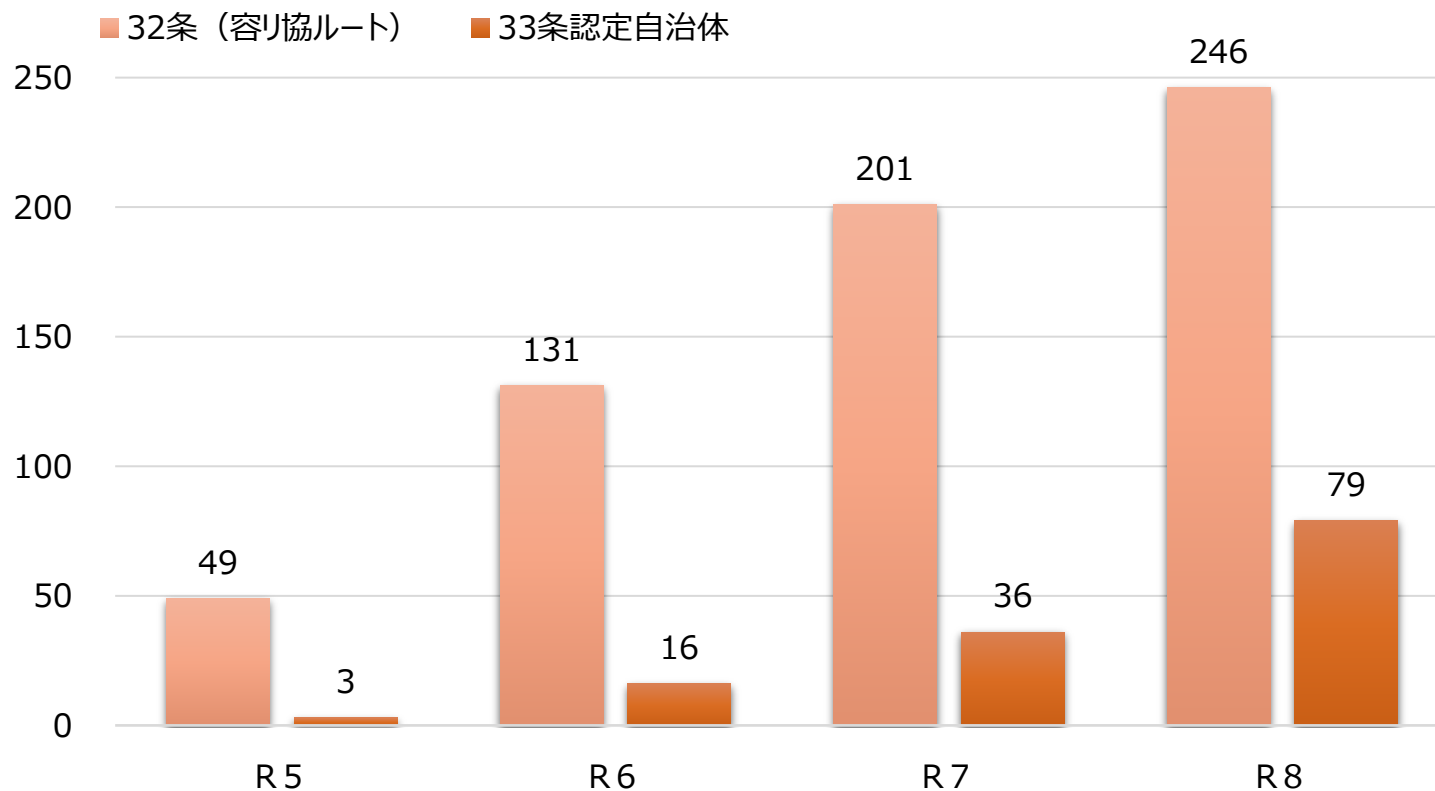
事業者による脱プラスチックの取組を後押し

出所) 松本市ウェブサイト

市区町村による分別収集・リサイクルの状況

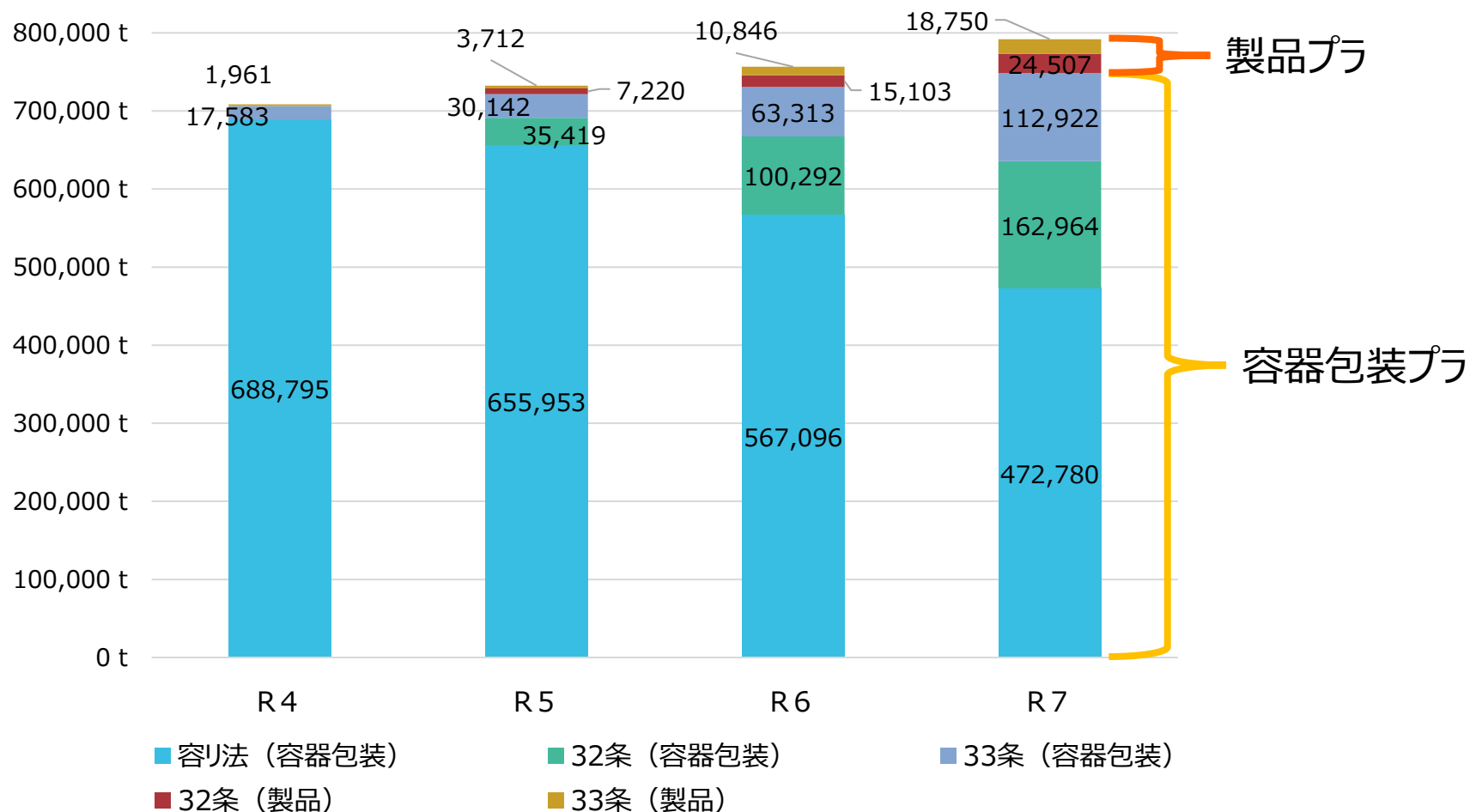
- プラ法に基づいて、容器包装以外のプラ製品の分別収集を実施する市区町村は、**315自治体**。
- プラ法第33条に基づいて、再商品化実施計画の認定を受けて、再商品化実施者にプラ資源の再商品化を委託する市区町村は、**79自治体**。
- 同条では、市区町村に求められる選別・梱包を行わずに再商品化実施者に直接搬入するケースや、地元にリサイクルプラントを誘致し、周辺の複数市区町村で連携して再商品化計画を策定するケースも。

プラ製品の分別収集実施自治体数



自治体によるプラ資源の分別収集量の推移

- プラ法施行後、自治体によるプラ資源全体の分別収集量は増加傾向にあり、容器包装プラ及び製品プラそれぞれの分別収集量も増加傾向にある。
- 一方で、容リ協が実施している入札制度で扱う量は、R 4 年度の約69万トンから、R 7 年度の約66万トンに微減している。



事業系プラの再資源化事業計画の認定事例

- プラ法では、事業系の使用済みプラスチック製品について、①製造・販売事業者等による自主回収・再資源化事業計画の認定制度、②排出事業者による再資源化事業計画の認定制度を設けている。現在の認定実績は、計17件。

①製造・販売事業者等の自主回収認定

事業者名 (認定日)	使用済プラスチック使用製品		利用先
	種 類	量(ト/年)	
緑川化成工業 (R5.4.19)	使用済アクリル板	100.0	アクリルシート
花王 花王ロジスティクス (R6.3.1)	使用済つめかえパック	1.5	容器
積水化成品工業 (R6.3.6)	発泡スチロール（ビーズ、シート）	2.1	発泡スチロール
イオンディライト (R6.7.22)	アクリル板、PET板、塩ビ板	78	弱電気製品パーツ、玩具・雑貨品、建設資材パーツ
川上産業 (R6.8.20)	ポリエチレン（気泡緩衝材）	130.4	自社利用
シスメックス (R7.5.26)	ポリエチレン製フィルムバッグ	5.0	容器
オリタニ (R7.11.26)	ハンガー	50.0	容器

②排出事業者の再資源化認定

事業者名 (認定日)	区分	プラスチック使用製品産業廃棄物等		利用先
		種 類	量(ト/年)	
三重中央開発(株) (R5.4.19)	2号	食品包装資材（汚れ付着のあるもの）、工場端材（緩衝材、フレコン、PPバンド等）	360 280	パレット製造業者
DINS関西(株) (R5.4.19)	2号	廃棄PETボトル（廃棄飲料等を含む）	201	飲料メーカー 容器メーカー
浪速運送(株) (R6.1.16)	2号	アパレル由来のプラスチック軟質フィルム（衣類用カバー、PE・PP）	250	プラスチック商社 メーカー企業
木村工業(株) (R6.4.19)	2号	歯ブラシ、ヘアブラシ、カミソリ、ブラカップ、歯間ブラシ	37.4	パレット製造業者
宏幸(株) (R6.7.22)	2号	風車ブレード（FRP）、バスタブ（FRP）、ケーブル被覆（PVC）	311.0 630.0	太陽光発電下敷きマット製造事業者
天馬(株) (R6.9.18)	1号	樹脂団子（PP）	200	自社製品（ハウスイエア製品等）
豊通ニューパック(株) (R7.10.27)	2号	プラスチック製フィルム・袋・バンド・トレイ等、プラスチック製発泡緩衝材	100 200	パレット製造事業者 油化製造事業者 包装・梱包材製造事業者
積水樹脂(株) (R7.12.16)	1号	工場端材（PE・木粉混合）	120	パレット製造事業者
(有)新垣商店 (R8.2.16)	2号	廃棄PETボトル	11,000	容器包装製造事業者
(株)エコロ (R8.4.10)	2号	塩ビ壁紙	1,000	塩ビ壁紙製造事業者、 床材製造事業者

資源有効利用促進法における再生プラの利用促進

- 製造事業者等に再生プラの利用計画策定・定期報告を求める改正資源有効利用促進法が令和8年4月より施行された。
- PETボトル等の取組が進んでいる製品については、令和10年度までに段階的に一定の再生プラ利用率の義務化が検討されている。

改正資源法の概要

- ・指定脱炭素化再生資源利用促進製品を対象に、**再生プラスチック利用の計画提出・定期報告**に関する省令を制定。
- ・指定脱炭素化再生資源利用促進製品は**プラスチック製容器包装（食品（指定PETボトル除く）や医薬品等を除く）、自動車、家電4品目（エアコン・テレビ・冷蔵庫・洗濯機）**が対象。

判断基準省令の内容

①目標の設定	・再生プラスチックの利用量・利用率を向上させるための目標の設定 ・国産再生プラスチックを利用するよう配慮
②再生プラスチック利用促進のための技術の向上	・使用済物品等から再生プラスチックを取り出す技術 ・再生プラスチックを製品に利用する技術 等
③二酸化炭素の排出量の削減	・再生プラスチック利用促進により、製品の原材料調達、製造、廃棄等の過程において発生する二酸化炭素の排出量の削減に努める
④管理体制の整備	・再生プラスチックの利用量・利用率を適切に記録 ・再生プラスチック利用促進に関する事業場ごとの責任者の選任

計画提出・定期報告

- ・計画提出は、毎年度9月末日までに行う（2027年度から）
- ・定期報告は、毎年度9月末日までに行う（2028年度から）

〈参考〉利用計画のフォーマット

I 再生プラスチックの利用の促進に関する目標

事業年度	① 年度	② 年度（任意）
製造する指定脱炭素化再生資源利用促進製品の再生プラスチックの利用量／利用率	トン／ %	トン／ %
事業の用に供するために発注して製造する指定脱炭素化再生資源利用促進製品の再生プラスチックの利用量／利用率	トン／ %	トン／ %
自ら輸入して販売する指定脱炭素化再生資源利用促進製品の再生プラスチックの利用量／利用率	トン／ %	トン／ %

II 計画内容

(1) 技術の向上

(2) その他

海洋プラスチック対策に関する施策の展開

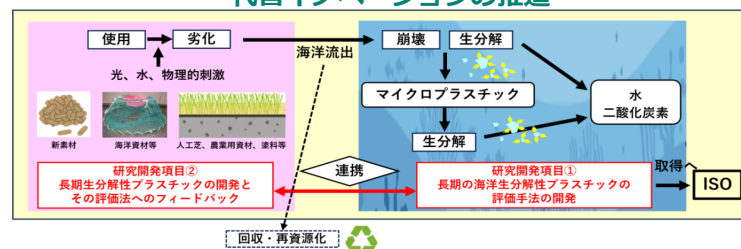
海洋プラスチック対策に関する施策の展開

- 2019年6月にG20大阪サミットで合意された、2050年までに海洋プラスチックごみによる追加的な汚染をゼロにまで削減することを目指す「**大阪ブルー・オーシャン・ビジョン**」の実現に向けて、国内外において、**政策支援による回収・流出防止、イノベーションによる代替素材への転換、科学的知見の蓄積等を実施。**

国内対策

- 2019年5月、「海洋プラスチックごみ対策アクションプラン」策定、海岸漂着物処理推進法に基づく基本方針を改定。
- 代替イノベーションの推進や科学的知見の蓄積、関係者の自主的な取組の後押しを実施。

代替イノベーションの推進



- NEDO 長期海洋生分解性プラスチック評価技術開発事業
- セルロース系マイクロビーズの開発 等

科学的知見の集積



- プラスチックごみのモニタリング
- 海洋流出量推計（インベントリ）
- 生物・生態系影響の検討 等

関係者の自主的な取組



- 自治体の取組、国民参加によるごみ拾いなど
- プラスチック・スマート
- ローカル・ブルー・オーシャン・ビジョン事業

国際対応

- 大阪ブルー・オーシャン・ビジョンの実現のためのマリーン・イニシアティブを設立し、途上国における廃棄物管理人材の育成（2025年までに1万人を目標）を含む**能力構築及びインフラ整備等**の支援を表明。
- ASEAN各国を中心とした**国別行動計画の策定支援**
- 調和化された手法の導入を含む**海洋ごみモニタリング能力の強化**、海洋ごみの分布等の**科学的知見の収集**
- 大臣級を含む二国間での**政策対話**を通じて協力関係を構築
- 東アジア・ASEAN経済研究センター**の下に「海洋プラスチックごみに関する地域ナレッジセンター」を設置
- バーゼル・ロッテルダム・ストックホルム条約等、**関連する各種国際条約との連携**
- プラスチック汚染に関する条約策定**に向け、政府間交渉委員会(INC)にて**交渉を継続中**

基盤整備に関する施策の展開

サーキュラーパートナーズ（CPs）（2023～）

- CEに野心的・先進的に取り組む産官学の連携を促進し、CEの実現に必要な施策や取組の検討を行う場として**2023年に創設**。
- 「ビジョン・ロードマップ検討WG」「CE情報流通PF構築WG」「地域循環モデル構築WG」「国際連携・標準化WG」の横断テーマのWGと、プラスチック容器包装・清涼飲料用のPETボトル、自動車、建設、など各領域のWGを設定。
- プラスチック容器包装WG・清涼飲料用のPETボトル循環WGにおいては、2030年の目標を設定し、課題解決のための実証事業などを実施。

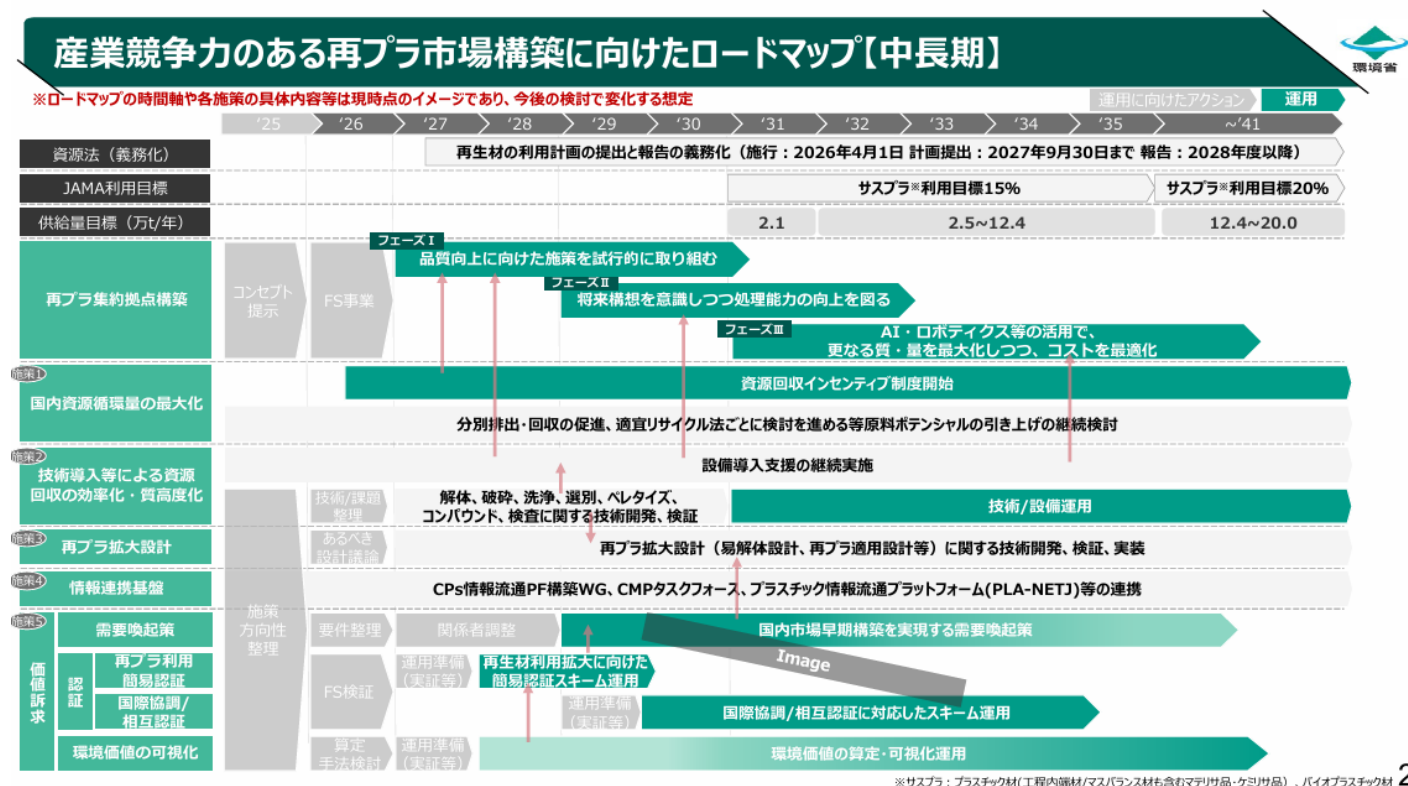
領域別WG 検討状況概要

領域	目的・背景	検討進捗状況	今後の予定・課題
プラスチック容器包装WG	● 循環型CRの早期実装とMRの高品質化による2030年までに再生プラスチック30%利用を達成する ● 動静脈の連携で再生利用の実現性を分析/検証し、加えて手法の最適解を検討する	実態把握・調査分析 → 課題検討 → 目標・KPI設定 → ロードマップ作成 → 実証・実装 ● 地方都市でのプラスチック資源循環システムの構築に向けたソーティングセンターを軸とした実証事業を実施。素材別/形態別のプラスチック生産量調査を実施。（プラ推進協） ● 大都市圏におけるCR・MRの実現可能性実証事業を実施。（CLOMA）	● 高度選別事業（プラ推進協）、大都市圏におけるCR・MR（CLOMA）の実証事業を実施。 ● 実証事業を踏まえて抽出した課題に対して、今後検討・追加検証を実施する。 ● 選別と選別物利用の高度化により、MR、CR再生材を利用した製品の実用化の目的をつける。 ● プラ容器包装マテリアルフローのありたい姿と、そこにに向けた必要な施策を設計する（制度、支援）。 ● 製品設計を具体化するための動静脈連携。
清涼飲料用のPETボトル循環WG	● 全国清涼飲料連合会が掲げている2030年ボトルtoボトルリサイクル比率50%以上の目標達成に向けて、課題、取組施策等のとりまとめを行う	実態把握・調査分析 → 課題検討 → 目標・KPI設定 → ロードマップ作成 → 実証・実装 ● PETボトルのマテリアルフローを整備した結果、メーカー努力だけではボトルtoボトルリサイクル比率50%の目標達成は困難と結論。 ● 「2030年のあるべき姿」と現状から課題を抽出し、各課題に対する取組施策を整理した。また、カテゴリ別に目標・KPIの設定を行い、これらの検討結果をロードマップをとりまとめた。	● サプライチェーン関係主体へのヒアリング調査を通じ、施策の強度・効果の見直しを行う。 ● これらの見直し結果を基に、目標、取組施策、ロードマップのブラッシュアップを実施し、ロードマップに基づいた活動を実施していく。 ● 再生材の利用拡大に向けた実証事業から得られた知見を活かして、再生材の消費者に向けた価値訴求に繋がる啓発活動を行う。

出典：ビジョン・ロードマップ検討WG（令和8年3月 第6回）事務局資料より抜粋

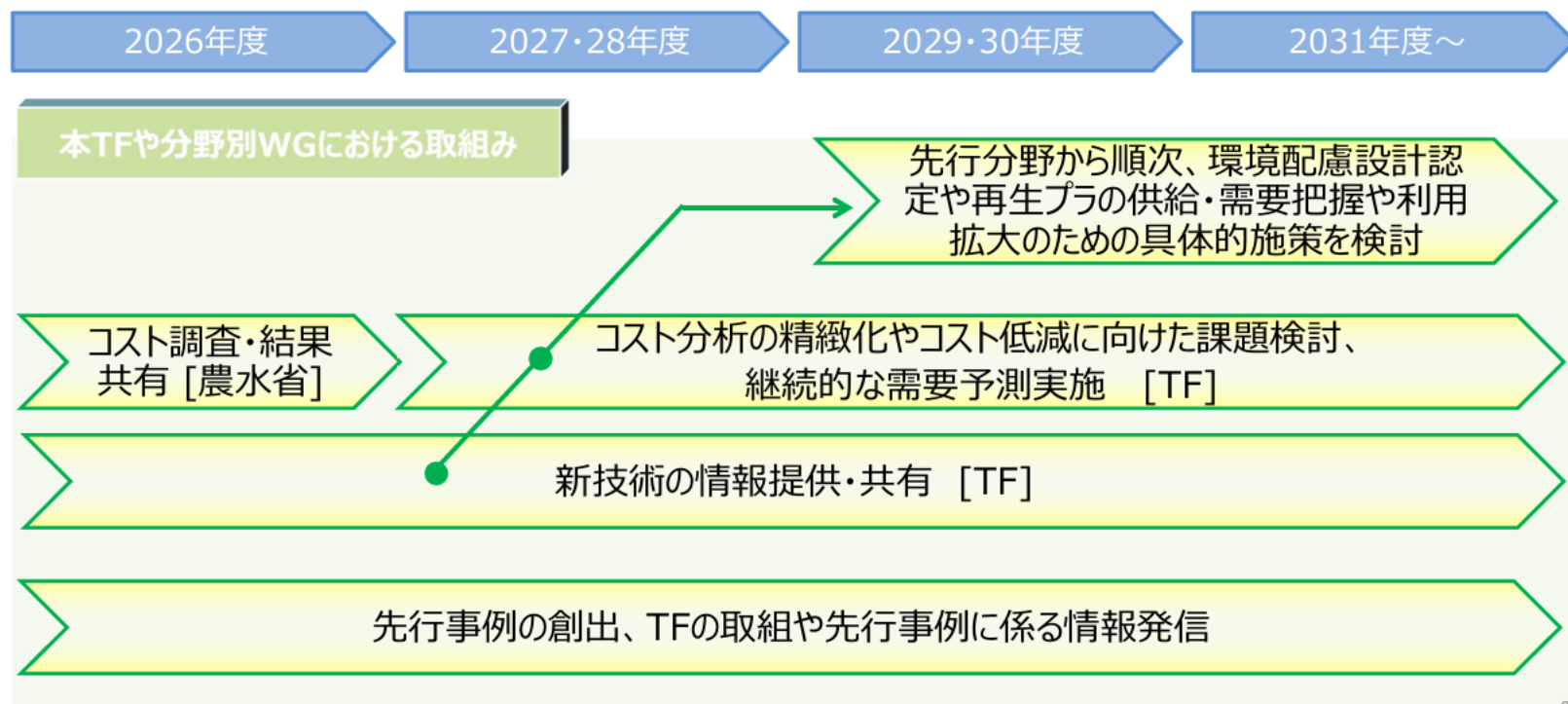
自動車向け再生プラスチック市場構築のための産官学コンソーシアム（2024～）

- 自動車分野における高品質な再生プラスチックの流通拡大と市場形成のため、質・量の両面からのアプローチにより高品質な再生プラスチックの流通量拡大を図るとともに、その価値訴求を通じて再生プラスチック市場の形成を推進。
- 2025年度は、「**産業競争力のある再プラ市場構築に向けたロードマップ【中長期】**」を作成し、再生プラスチック集約拠点構築及び5施策を設定。
- 2026年度は、「**再プラ集約拠点FS検証踏まえた戦略的検討**」、「**需要喚起策/認証スキームの在り方検討**」に注力し、再プラ市場構築に向けた検討を推進。



食品分野におけるプラスチック容器包装資源循環タスクフォース（2025～）

- 再生プラスチックの利用拡大に関し、再生プラスチックの量、質、コストについては、社会全体での回収から再生に至る仕組みの設計や静脈産業の状況等が大きく関係しているため、本TFを通じ、**動静脈連携を円滑にするための情報共有や国内外での先進事例の紹介等**に取り組む。
- 具体的には、**再生プラスチック利用に係るコスト調査の共有**、コスト分析の結果を踏まえた**課題検討**、先行取組事例やコスト分析を踏まえた**食品分野における継続的な需要予測の実施**、官民による様々な実証や試行的取組等による**新たな技術や先行取組の情報提供・共有**、これらを通じた**消費者等の理解醸成**を図る。



- プラスチック資源循環戦略で定めた3R+Renewableを基本原則に、**資源循環・海洋流出抑制・脱炭素化を統合的に実現する科学的知見と政策パッケージの構築を目的**に実施
- 全体の成果発表の状況：**査読付き論文発表数 146件、報道等 61件**

テーマ1

背景・目的

化石資源依存を低減し、「+ Renewable」と高度な資源循環を実現する技術・評価基盤を構築すること

主な成果

- ・ 木質系バイオマス由来のプラ原料製造技術を確立
- ・ バイオプラスチックのケミカルリサイクルに関する政策的知見を提示
- ・ セルロース系廃材から糖類・CNFへの高付加価値利用技術を開発
- ・ 既存産業インフラを考慮した資源循環シナリオを構築
- ・ 炭素循環とGHG削減効果を定量的に評価

テーマ2

背景・目的

消費者・企業行動と制度効果を明らかにし、3R + Renewableを社会実装する政策を設計すること

主な成果

- ・ プラスチックごみ・マイクロプラスチックの排出インベントリ作成手法を確立
- ・ 点源・面源を対象とした調査・評価マニュアルを整備
- ・ 晴天時・雨天時の陸域由来プラスチック排出量を評価
- ・ 河川・海岸経由の海洋流出量の把握・評価手法を確立
- ・ 日本全体の海洋プラスチック流出量を推計

【テーマ1】プラスチック資源循環の展開とバイオ素材導入のための技術開発・政策研究

テーマリーダー：吉岡 敏明（東北大学）

サブテーマ 1-(1)

バイオ素材と再生材の利用技術開発にかかる技術的政策研究

サブテーマ 1-(3)

産業間融合によるプラスチック循環システムの政策的研究

サブテーマ 1-(2)

バイオプラスチック社会普及性を支えるバイオマスの変換技術開発

プラスチック循環シナリオの共有化

【テーマ2】プラスチック資源循環・排出抑制のための社会システム学的研究

テーマリーダー：大迫 政浩（国立環境研究所）

サブテーマ 2-(3)

持続可能な経済発展に資するプラスチック管理の経済・政策研究

サブテーマ 2-(2)

持続可能なプラスチック利活用社会への移行に向けた将来デザイン研究

サブテーマ 2-(1)

3Rプラスと海洋プラスチック排出抑制対策に係る評価システムの構築

インベントリと評価システムに基づく海洋プラスチック流出抑制提案

プロジェクトリーダー 吉岡 敏明教授

【タスクフォース】環境・経済が両立するプラスチック政策に向けて

テーマ3

背景・目的

陸域から海域への流出量・発生源を把握し、重点的な流出抑制と対策効果の評価を可能にすること

主な成果

- ・ 3R + Renewableの評価に向けた物質フロー・流出モデルを構築
- ・ 統合的な評価枠組みと連携プラットフォームを提案
- ・ 消費者行動調査に基づく製品利用合理化・行動変容手法を開発
- ・ コ・デザイン手法や環境教育プログラムを開発
- ・ 企業行動や消費者選好を踏まえたEBPM型政策設計の知見を創出

国際関連動向

EU SUP指令

- 「使い捨てプラスチック製品の環境負荷低減に関する指令（SUP指令）」は2019年7月に発効し、加盟国は2021年7月までに国内法化。

使用禁止

- 綿棒、カトラリー、皿、ストロー等の上市を禁止
- 発泡ポリスチレン製の食品容器・カップを禁止
- 酸化型分解性プラスチック製品を禁止（2021年7月～）

消費削減

- 食品容器・飲料カップの消費量を2026年までに2022年比で定量的に測定できるかたちで削減を達成

製品要件/ 再生材利用

- 飲料容器のプラスチック製キャップ・ふたの一体化を義務付け（3L以下、2024年7月～）
- PETボトルの再生材含有率：2025年25%以上
- プラスチック飲料ボトルの再生材含有率：2030年30%以上

分別回収

- プラスチック飲料ボトルの分別回収率：2025年77%、2029年90%
- 漁具（プラスチック含有）の回収目標を加盟国が設定

表示義務

- 生理用品、ウェットティッシュ等に表示を義務付け
- 廃棄方法・プラ含有・環境影響の表示を義務付け

EPR

- 生産者に回収・清掃等の費用負担を義務付け

- 「容器包装・容器包装廃棄物規則（PPWR）」は2025年2月11日に発効し、2026年8月12日から適用されている。

設計	上市・販売	流通	使用	回収 リサイクル
●2030年以降：すべての包装がリサイクル可能であること ●プラスチック包装：再生材含有率目標（2030年10～35%等、用途別） ●過剰包装（空間比率等）の上限設定	●拡大生産者責任（EPR）の強化 ✓リサイクル可能性に応じた費用差別化 ●EU統一ラベルによる素材・分別表示義務 ●QRコード等によるデジタル情報提供（段階導入） ●域外企業（輸入品・越境EC）も対象	●2030年以降：輸送包装（パレット、コンテナ等）の40%以上をリユース ●2040年以降：70%以上をリユースするよう努力	●2027年以降：飲食テイクアウトでリフィル対応 ●消費者に対する分別・回収情報提供義務 ●使い捨て包装の特定用途禁止	●2035年以降：基準適合包装は大規模にリサイクルされること ●生鮮食品ラベル・一部包装：コンポスト可能要件 ●分別回収の前提化（設計・表示と連動）

- 「自動車の循環性設計と使用済自動車（End-of-Life Vehicles）の管理に関する規則（ELVR）」は2026年8月に発効。

循環設計

- 部品・材料の取外し、リユース、再製造、リサイクルを容易にする設計の義務付け
- 懸念化学物質の使用制限
- 新車への再生プラスチック含有率目標の義務化
 - ✓ 2032年15%以上
 - ✓ 2036年25%以上
 - うち20%以上ELV等由来

リユース・リマニュファクチャリング

- ELVからの部品回収・リユースの促進
- スペアパーツ、リマニュファクチャリング部品の市場形成促進

中古車流通越境管理

- 中古車とELVの判定基準を厳格化
- 道路走行適格な中古車のみ輸出可能

情報提供

- 解体、修理、リユース、再製造に必要な情報提供
- 循環車両パスポート等によるデジタル情報管理

EPR

- 生産者等によるELVの回収・リサイクル等の費用負担を義務付け

プラスチック汚染に関する条約策定に向けた交渉状況

- 2022年にプラスチック汚染に関する条約策定に向けた政府間交渉委員会（INC）が発足。
- INC1～INC5.2まで、6回の会合での交渉を経たが、条文案の合意に至らず。
- 日本は、すべての国が参加する実効的な枠組みの合意を目指して、議論に積極的に貢献。
(環境省・小野参与がアジア太平洋地域の代表理事（副議長）を務める)

● 2022年3月 国連環境総会（UNEA）

- プラスチック汚染に関する条約策定に向けたINC（政府間交渉委員会）の設置を決議

● 2022年11月～12月 政府間交渉委員会第1回会合（INC1）（ウルグアイ）

- 議長（ペルー）が選出され、交渉が正式に開始（約150か国から2300人以上が参加）

● 2023年4月 G7札幌 気候・エネルギー・環境大臣会合

● 2023年5月 G7広島サミット

- プラスチック汚染に関するG7目標：「我々は、2040年までに追加的なプラスチック汚染をゼロにする野心を持って、プラスチック汚染を終わらせることにコミット」

● 2023年5月～6月 INC2（フランス）

- 次回INC3までに議長が条文案（ゼロドラフト）を作成することを決定

● 2023年 11月 INC3（ケニア）

- ゼロドラフトに各国の意見を反映し、次回INC4で交渉する改定条文案を作成（会期間の作業には合意できず）
- （閉会直前）INC議長がメザクアドラ氏（ペルー）からバジャス氏（エクアドル）に交代

● 2024年 4月 INC4（カナダ）

- 改定条文案の整理・統合が進む、会期間専門家会合の開催に合意、条文案の法的精査を行うグループの設置を決定

● 2024年 8月 会期間専門家会合（タイ）

- 主要義務規定に係る技術的事項及び資金・技術支援等の実施手段に関して専門的・技術的な議論を実施

● 2024年 11月～12月 INC5.1（韓国）

- 議長テキストをベースに合意を目指したが、各国の隔たりが大きく、条文案の合意に至らず

● 2025年 8月 INC5.2（スイス）

- 議論が進展した条文もあった一方、意見の隔たりが埋まらない条文も残り、合意に至らず、交渉を継続

● 2026年 2月7日 INC5.3（スイス）

- 新議長（コルダノ氏（チリ））の選出

● 2027年 3月13日～3月24日の期間内に開催予定 INC5.4（開催場所未定）

- 現在、非公式会合・交渉が進展中。INC5.4での交渉を支援するため、議長が2026年8月に「交渉支援文書（Aid to Negotiations）」を提示



INC5.2の結果概要と交渉支援文書の骨子

INC5.2の結果概要は、以下のとおり。

- 目的（第1条）、製品設計（第5条）、放出・流出（第6条）、廃棄物管理（第7条）、既存のプラスチック汚染（第8条）、公正な移行（第9条）、履行・遵守（第12条）、国別計画（第13条）等については、具体的な文言交渉を通じて条文案の最終化に向けた議論が進展。
- 他方で、生産、プラスチック製品（第4条）、資金（第10条）等については、各国間の意見の懸隔が大きく、意見集約に至らず。
- 最終規定の一部（脱退（第29条）、寄託者（第30条）、正文（第31条））については作業部会で意見が一致し、法的な確認作業が行われた。

「交渉支援文書（Aid to Negotiations）」（2026年8月8日公表）の条文構成

前文	－		第12条	実施及び遵守
第1条	目的	プレースホルダー	第13条	国別計画
第2条	原則とアプローチ		第14条	報告
第3条	定義		第15条	有効性評価
第4条	プラスチック製品		第16条	情報交換
第5条	プラスチック製品設計		第17条	公的情報、意識啓発、教育、研究
第6条	放出及び流出		第20条以降	第18条：締約国会議（COP） 第19条：補助機関 第20条：事務局 第21条：紛争解決 第22条：条約の改正 第23条：附属書の採択及び改正 第24条：投票権 第25条：署名 第26条：批准、受諾、承認又は加入 第27条：発効 第28条：留保 第29条：脱退 第30条：寄託者 第31条：正文 （■色：INC5.2で合意した条文案）
第7条	プラスチック廃棄物管理			
第8条	既存及びレガシー・プラスチック汚染			
第9条	公正な移行			
第10条	資金源及びメカニズム			
第11条	国際協力を含む、能力開発、技術支援、技術移転		プレースホルダー：Annex [Annex X]	

マイルストーンの進捗状況

プラスチック資源循環戦略におけるマイルストーン

- プラスチック資源循環戦略では、野心的な「マイルストーン」を目指すべき方向性として設定し、国民各界各層との連携協働を通じて、その達成を目指すことで、必要な投資やイノベーションの促進を図ることとしている。

①リデュース

消費者はじめ国民各界各層の理解と連携協働の促進により、代替品が環境に与える影響を考慮しつつ、2030年までに、ワンウェイのプラスチック（容器包装等）をこれまでの努力も含め累積で25%排出抑制するよう目指す

②リユース・リサイクル

2025年までに、プラスチック製容器包装・製品のデザインを、容器包装・製品の機能を確保することとの両立を図りつつ、技術的に分別容易かつリユース可能又はリサイクル可能なものとすることを目指す（それが難しい場合にも、熱回収可能性を確実に担保することを目指す）

③リユース・リサイクル

2030年までに、プラスチック製容器包装の6割をリユース又はリサイクルするよう、国民各界各層との連携協働により実現を目指す

④リユース・リサイクル

2035年までに、すべての使用済プラスチックをリユース又はリサイクル、それが技術的経済的な観点等から難しい場合には熱回収も含め100%有効利用するよう、国民各界各層との連携協働により実現を目指す

⑤再生利用・バイオマスプラスチック

適用可能性を勘案した上で、政府、地方自治体はじめ国民各界各層の理解と連携協働の促進により、2030年までに、プラスチックの再生利用（再生素材の利用）を倍増するよう目指す

⑥再生利用・バイオマスプラスチック

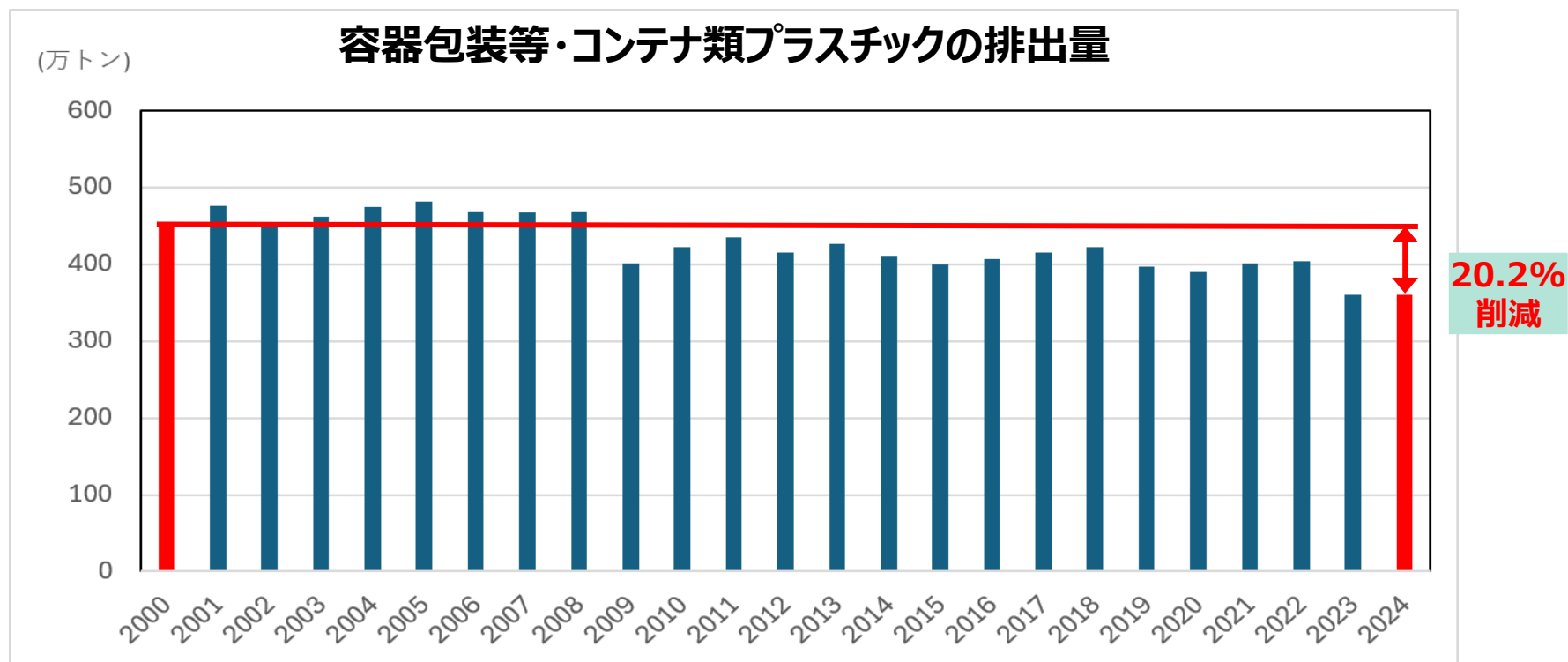
導入可能性を高めつつ、国民各界各層の理解と連携協働の促進により、2030年までに、バイオマスプラスチックを最大限（約200万トン）導入するよう目指す

マイルストーンの進捗：リデュース①

マイルストーン①

2030年までにワンウェイプラスチックを累積25%排出抑制

- 一般社団法人プラスチック循環利用協会のデータによると、包装容器等・コンテナ類の排出量は、2000年には451万トン、2024年には360万トンである。
- 循環型社会形成推進基本法が制定された2000年と比較すると、**2024年は20.2%削減**となっている。

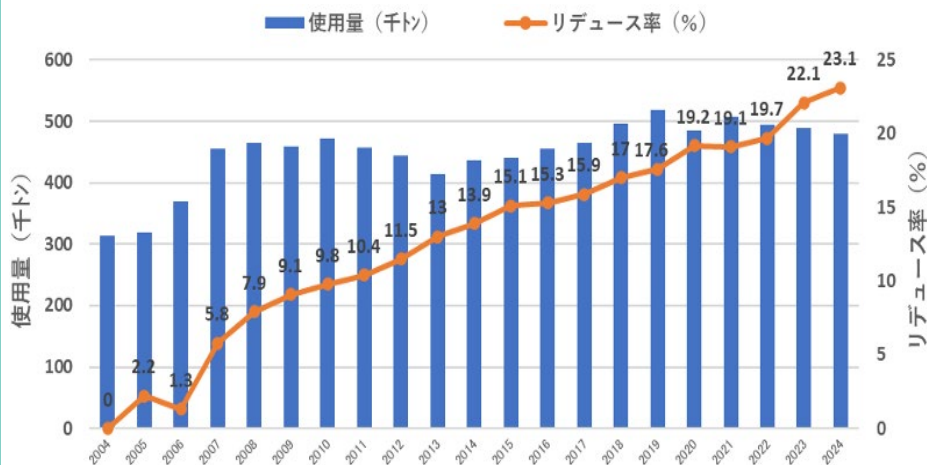


※「容器包装等・コンテナ類」には、ボトル、パック類、カップ類、トレイ及びくぼみシート、袋（レジ袋、ごみ袋等）、コンテナ類等が含まれる。

マイルストーンの進捗：リデュース②

- 容り法の最初の改正時（2006年）に、経団連は、事業者の自主的な取組が重要であることを表明し、容器包装の素材に係るリサイクル8団体は、3R推進のための自主行動計画を策定。以来、リデュースとリサイクルについて自主行動目標を設定し、その進捗状況をフォローアップしてきている。
- 2004年度と比較した2024年の軽量化率は、プラスチック容器包装は23.1%、指定PETボトルは28.1%となっている。

プラスチック容器包装の軽量化率：23.1%



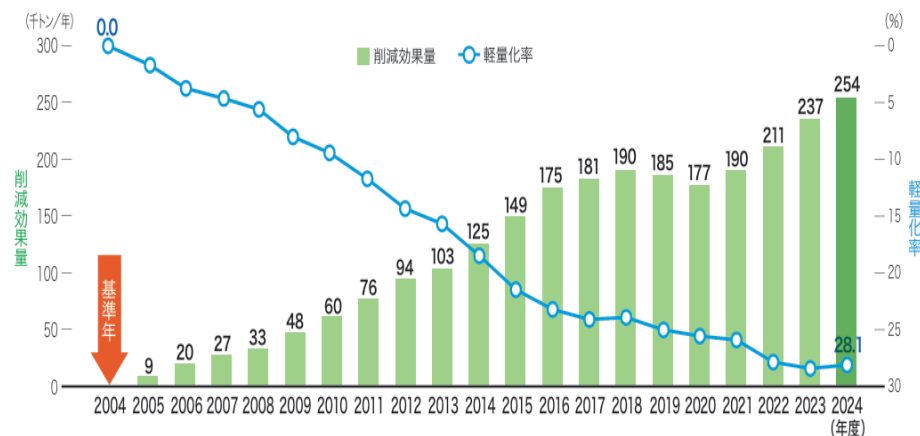
リデュース率 = $A \div B$

A：プラスチック容器包装累計リデュース量（2005年度から当該年度までの累計リデュース量）

B：プラスチック容器包装の当該年度推定使用量（A + 当該年度のプラスチック容器包装 使用量）

出典）プラスチック容器包装リサイクル推進協議会

指定PETボトルの軽量化率：28.1%



軽量化率算出方法

基準年に対して、軽量化が進展した当該年度のボトル総重量(A)を、軽量化が進展しなかったとした当該年度のボトル想定総重量(B)で除し、算出する。

$$= 100 - \frac{A}{B} \times 100 (\%)$$

$$\text{軽量化率} = 100 - \frac{\sum [(\text{当該年度各ボトル単位重量}) \times (\text{当該年度各本数})]}{\sum [(2004年度の各ボトル単位重量) \times (\text{当該年度各本数})]} \times 100 (\%)$$

出典）PETボトルリサイクル推進協議会

マイルストーンの進捗：リユース・リサイクル可能なデザイン

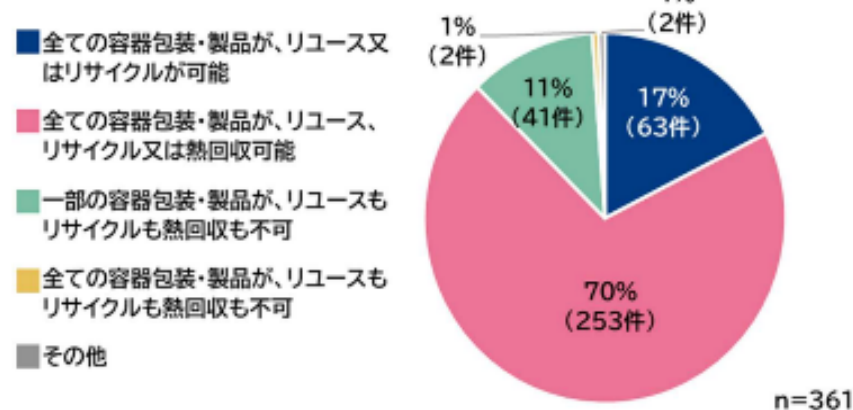
マイルストーン②

2025年までにリユース・リサイクル可能なデザインに

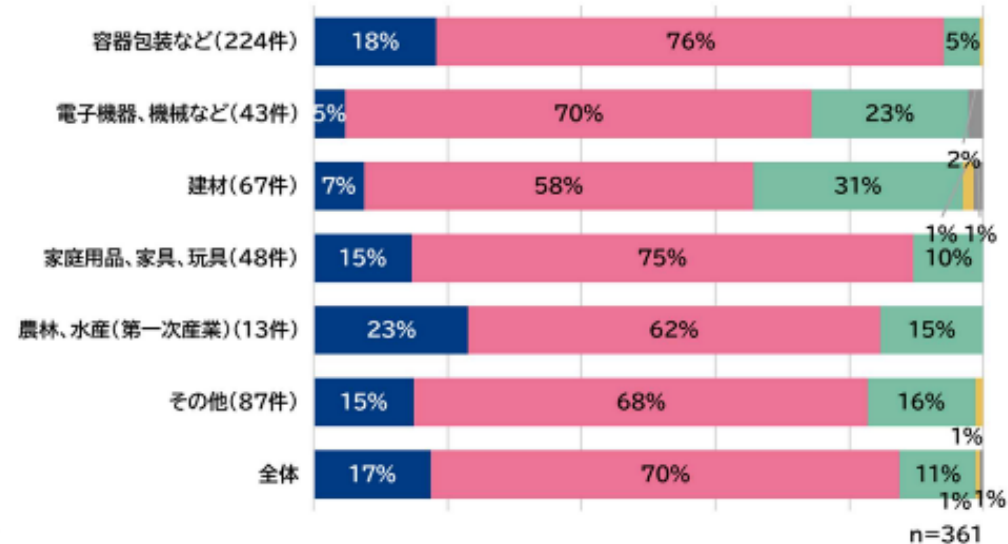
- 2025年度に環境省・経済産業省では、プラ製品の主要業界団体（56団体・1266社）に対して、リユース・リサイクル可能な製品デザインが実現されているかどうか、アンケート調査を実施。
- プラ製品のデザインをリユース・リサイクル可能としている事業者の割合は、**17%**であった（n=361）。また、熱回収可能な事業者も含めた場合の割合は、**87%**であった。

質問に対する各回答の割合

貴社で製造又は利用する、プラスチックを使用している容器包装・製品の設計は、全て、リユース、リサイクル又は熱回収可能なものとなっていますか。（読み違えの可能性は無いと考えられる回答のみで集計）



セクター別の各質問に対する回答割合



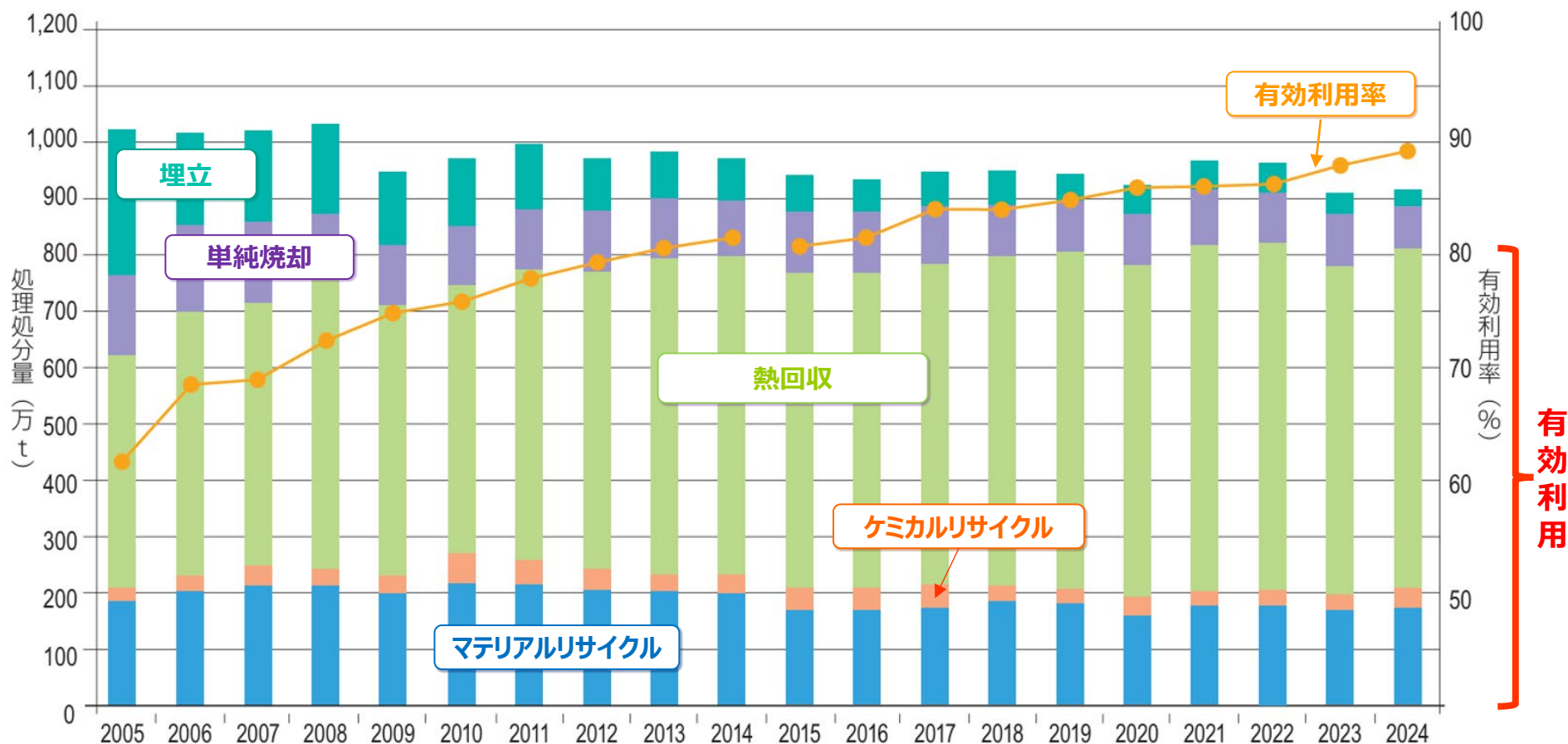
※熱回収も不可な製品としては、**難燃性材料を含むもの、金属との融合材、燃焼炉を傷めるもの、不燃性製品**などが挙げられている。

マイルストーンの進捗：使用済みプラの有効利用

マイルストーン④

2035年までに使用済プラスチックを100%有効利用

- 埋立・単純焼却の割合は大きく減少し、2024年の有効利用率（リサイクル＋熱回収）は**89%**。
- ただし、埋立・単純焼却の代替は熱回収であり、リサイクル率は約25%にとどまる。

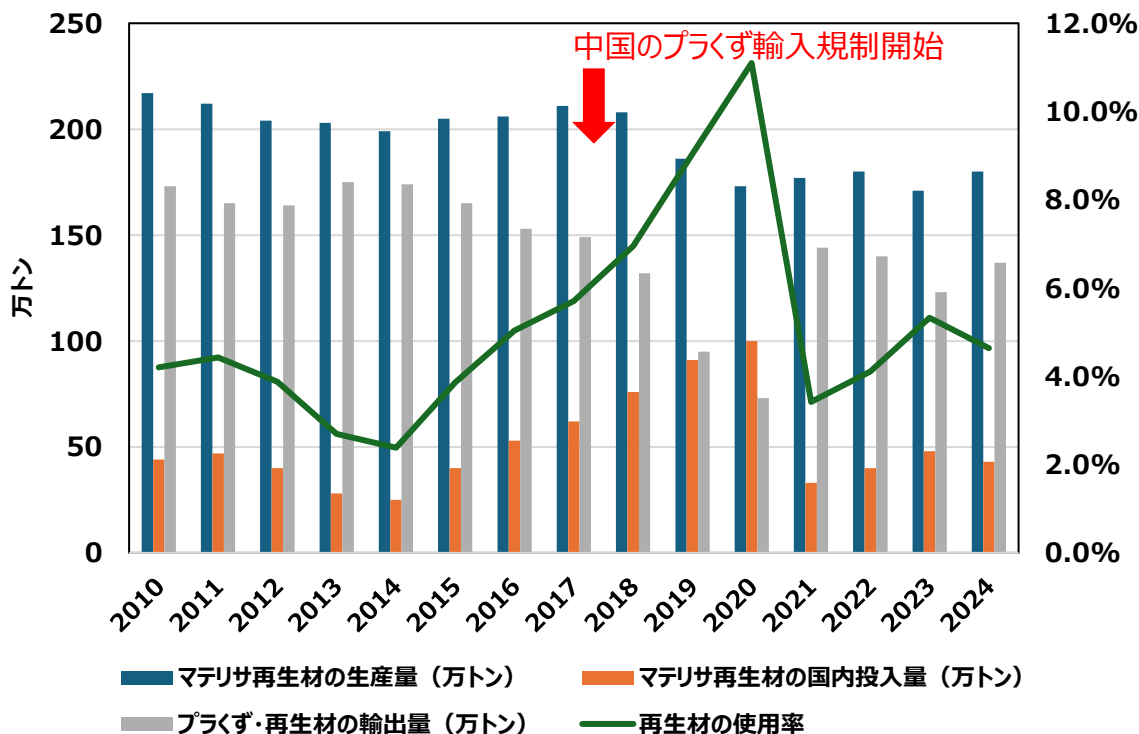


マイルストーンの進捗：再生利用

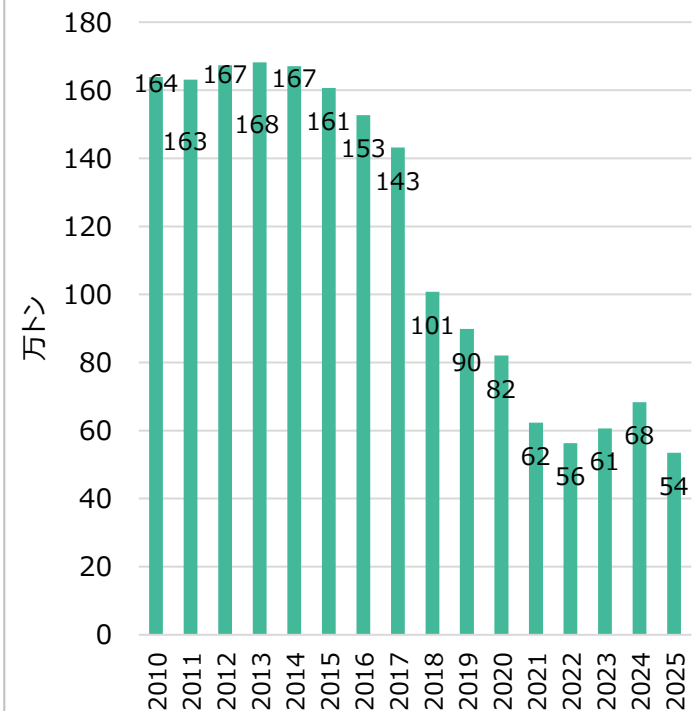
マイルストーン⑤ 2030年までに再生利用を倍増

- 2016年と比較した場合、**2030年には10%までの上昇**を目指すこととなるが、2024年における**再生材の国内利用率**は、**4.6%**（（再生樹脂投入量）／（国内樹脂製品消費量＋加工ロス量））。 ※2017年12月より中国の廃棄物原料輸入規制開始。プラスチックくずの輸出＝再生材の輸出という集計が困難となったと考えられるため、2016年と比較。

マテリアル再生材の生産量、輸出量、国内投入量と再生材の使用率（推計）



プラスチックくず 輸出数量推移

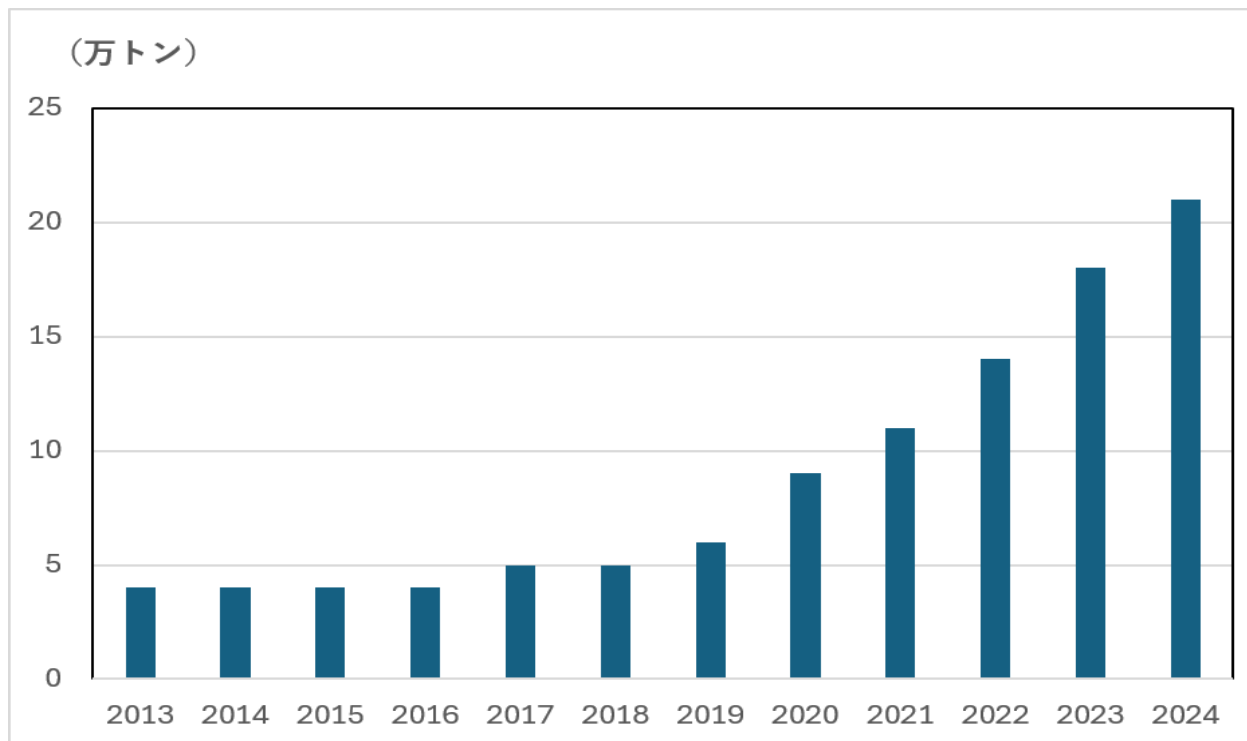


マイルストーンの進捗：バイオマスプラの導入

マイルストーン⑥ 2030年までにバイオマスプラスチックを最大限（約200万トン）導入

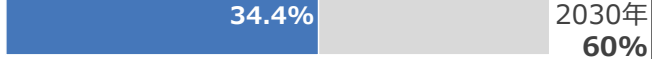
- 過去約10年はバイオプラ製品の国内流通量の増加がみられる。
- 2024年度においてバイオマスプラスチック製品流通量は21万トン。
- 増加をけん引しているのは、主にレジ袋やごみ袋用途のバイオマスポリエチレン。

バイオマスプラスチック製品流通量（国内）



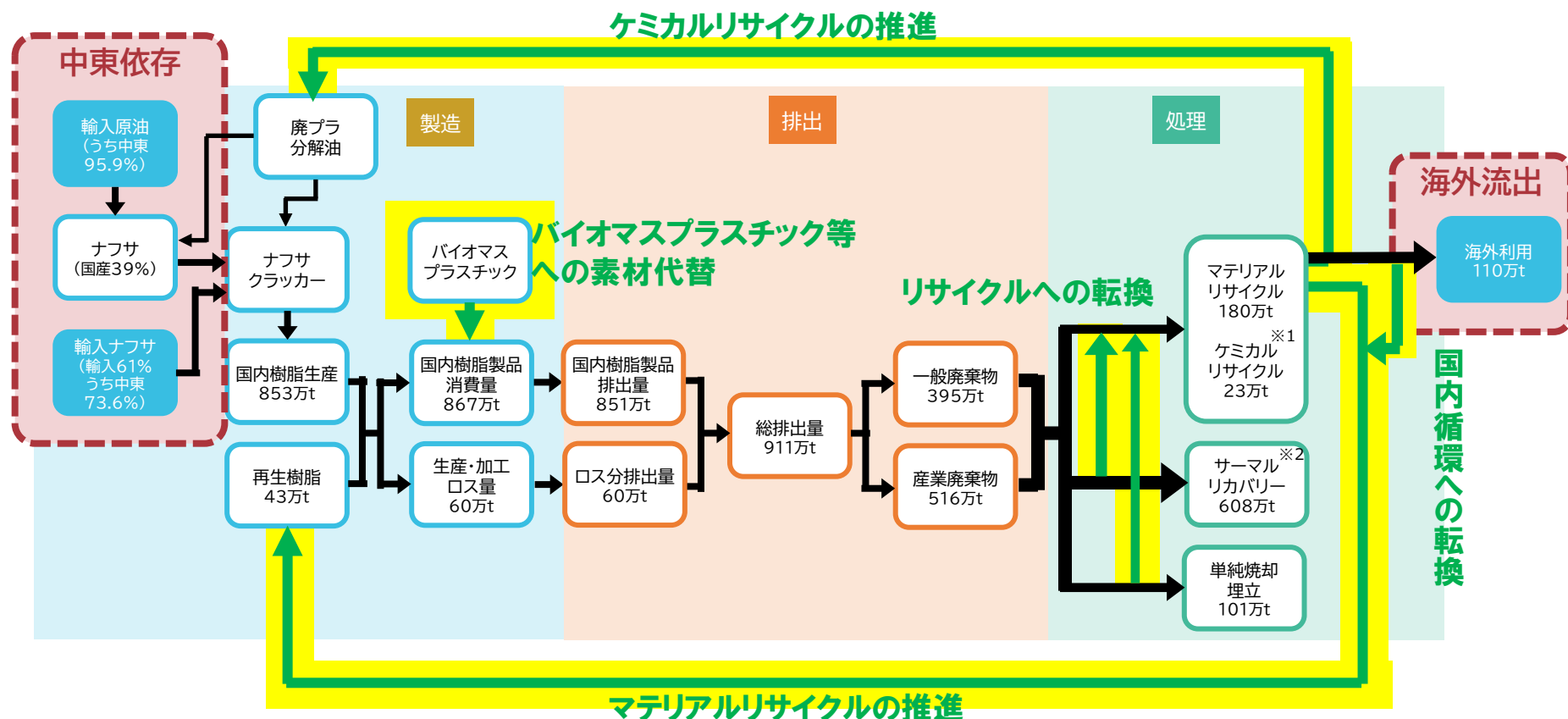
マイルストーンの進捗（統合）

- プラスチック資源循環戦略のマイルストーンについて、現時点で把握できるデータを基に進捗を整理した結果、進展が見られる項目がある一方、とりわけリユース・リサイクル、再生利用及びバイオマスプラスチック導入に関するマイルストーンについては、更なる施策の強化が求められる。

区分	マイルストーン	参照データ例
リデュース	2030年までにワンウェイプラスチック（容器包装等）を累積25%排出抑制 【今回の確認方法】容器包装等の排出量の累積削減率。循環型社会形成推進基本法が制定された2000年と比較して、同年からの削減割合で評価する。一般社団法人プラスチック循環利用協会（プラ循協）のデータを基に算出。	プラ容器包装 ⇒20.2%（2024年） 【現状】プラ循協データでは、包装・容器/コンテナ類の排出量は2000年451万t→2024年360万tで20.2%削減。 
リユース・リサイクル	2025年までに製品デザインをリユース・リサイクル（難しい場合は熱回収）可能に 【確認方法】製品デザインに関するアンケート調査による把握。2024年度までに環境省・経産省のヒアリング調査で9業界がガイドライン策定済。環境省・経済産業省連名で業界団体（56団体／送付先1266社）へ実施。（回答期間：2025年6月～7月）	対応事業者の割合（n=361、2025年）⇒87% 【現状】有効回答361社をn値として、リユース・リサイクル（難しい場合は熱回収）可能とした事業者は87%。 
	2030年までに容器包装の6割をリユース・リサイクル 【確認方法】容器包装等のリサイクル率（%）。プラ製容器包装のリサイクル率を算出。	プラ容器包装リサイクル率⇒34.4%（2024年） 【現状】プラ循協データで2024年実績は34.4%（（マテリアル76万t＋ケミカル22万t）／廃プラ一般系295万t）。 
	2035年までに使用済プラスチックを100%リユース・リサイクル等により、有効利用 【確認方法】使用済プラスチックのリサイクル等による有効利用率（%）。埋立・単純焼却を除く有効利用率を算出・評価。	プラ全体⇒89%（2024年） 【現状】プラ循協データで埋立・単純焼却を除く有効利用率は2024年実績で89%。直近5年はほぼ横ばいの状況。 
再生利用・バイオマス	2030年までに再生利用を倍増（2030年度：10%） 【確認方法】再生材利用率＝（再生樹脂投入量）／（国内樹脂製品消費量＋加工ロス量）。2016年実績5%を基に、その倍を目安として該年度の算出・評価をする。	再生利用率⇒4.6%（2024年） 【現状】プラ循協データでは2016年実績は5%、これを倍増とすると10%。2024年実績は4.6%にとどまる。 
	2030年までにバイオマスプラスチック類を約200万t導入 【確認方法】バイオプラスチック類の製品重量（万トン）。温暖化対策計画での進捗確認。一般社団法人日本有機資源協会及び日本バイオプラスチック協会データを基に算出。	導入量⇒21万t（2024年） 【現状】2023年実績は17.7万t。2019～2023年の4年間で約10万tの増の21万トンにとどまる。 

今後のプラスチック資源循環の方向性

- プラスチックの基になる原油やナフサは、海外からの輸入に依存。また、プラスチックごみは78%が燃料・焼却・埋立処理されており、リサイクルされた再生材も7割が海外に輸出されている。
- 環境制約・資源制約の中で、マテリアルリサイクルやケミカルリサイクルの技術を駆使して、リサイクルへの転換を図りつつ、再生材を国内循環に転換することが重要。



※1 ケミカルリサイクル：高炉・コークス炉原料、ガス化等

※2 サーマルリカバリー：固形燃料、セメント原燃料、発電焼却等

出典）プラスチック循環利用協会、石油化学工業協会、石油連盟等の公表データを基に作成（データは2024年のもの）